

休日の部活動地域移行について

令和6年4月 四街道市部活動地域移行推進協議会事務局

1 部活動の地域移行の背景

○子どもの数の減少

⇒現在の部活動運営体制では、将来的に活動が困難な状況が想定されます。

➡ 少子化が進んでも、子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりの必要性

○教職員の働き方改革の推進

⇒部活動顧問が教職員の業務負担の大きな要因の一つであることが指摘されています。

➡ 部活動は教育課程外の活動で、必ずしも教職員が担う必要のない業務であり、部活動指導を希望しない教職員が部活動指導に従事する必要のない環境を整備し、教職員が教材研究等の本来の業務に注力できる学校体制づくりの必要性

○多様な体験機会の確保

⇒「希望する部活動が在籍する学校にはない」「自分のペースで楽しく活動したい」等、生徒や保護者のニーズが多様化しています。

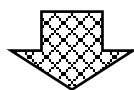
➡ 休日は平日の学校部活動とは異なる活動にも参加できるようにする等、子どもたちが多様な活動に触れることのできる機会を創出する必要性



【スポーツ庁・文化庁】

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
(令和4年12月)

※令和5年度から令和7年度末までを「改革推進期間」と定め、地域の実情に応じ、まずは休日の部活動について、地域人材の協力を得て、学校部活動としてではなく地域のスポーツ・文化芸術活動として活動することにより、子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に触れられる環境を整備するよう求めています。



【千葉県】

「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」(令和5年3月)

年度	実施内容
令和5年度	各市町村で実証的に1部活動の地域移行を目指す
令和6年度	前年度の取り組みを踏まえ、各学校で1部活動の地域移行を目指す
令和7年度	今までの取り組みを踏まえ、各学校で複数の部活動の地域移行を目指す 各市町村で年度末までに全部活動の地域移行完了までの推進計画を示す

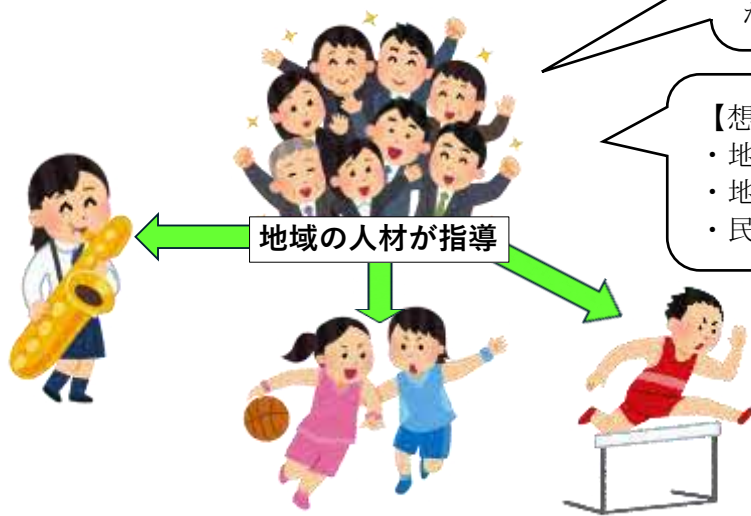
2 学校部活動と地域クラブ活動

平日：「部活動ガイドライン」を遵守し、学校部活動を継続



現行の中学校学習指導要領では、部活動は教育課程外の学校教育活動ですが、学校教育の一環と位置付けられています。当面の間（現行の学習指導要領の間）、平日の学校部活動がなくなることはありません。

休日：希望する生徒が、地域クラブ活動に参加



種目ごとに拠点に集まって活動する「拠点型」や、学校部活動に指導者を派遣する「学校派遣型」などが考えられます。

【想定される運営団体】

- ・地域のスポーツ団体
 - ・地域の文化芸術団体
 - ・民間事業者
- 等

希望する先生方は、兼職兼業の届を市教育委員会に提出し、指導者として運営団体に登録することができます。

（１）学校部活動と地域クラブ活動の指導者

	平日（学校部活動）	休日（地域クラブ活動）
指導の担い手	教職員 部活動指導員	地域人材
専門性等	顧問の６割は、 種目・ジャンル未経験 →専門指導のプロではなく、 中学生に関わるプロ （教員免許状保有、 定期的な研修義務）	＜求められる専門性に応じた設計＞ 例１） 活動種目・ジャンルの専門的技術指導 （公認指導者資格の保有確認 …関係団体への照会、現物確認等） 例２） 活動の見守り・安全管理 （中学生への関わり方に関する研修・安全確保、 危機管理体制に関する研修、保護者対応に関する研修等） 例３） 学校部活動と一体的な活動 （定期の意見交換会や連絡協議会等の設置）

* 県教育委員会主催「第２回千葉県部活動の地域移行に向けた市町村担当者連絡協議会」資料より一部抜粋

(2) 学校部活動と地域クラブ活動の経費

平日（学校部活動）	休日（地域クラブ活動）
<u>無償</u> 指導者謝金・施設使用料 任意保険（日本スポーツ振興センター）	<u>受益者負担</u> 指導者謝金・任意保険 （施設使用料）（団体運営費）
<u>受益者負担</u> ※市教育委員会から一部助成有 消耗品・備品の購入 大会参加等の経費	<u>受益者負担</u> 交通費・消耗品 備品（活動場所による）

* 県教育委員会主催「第2回千葉県部活動の地域移行に向けた市町村担当者連絡協議会」資料より一部抜粋

3 部活動地域移行推進協議会

休日の部活動地域移行には様々なパターンがあり、それぞれの自治体で、子どもたちにとって充実した活動ができ、且つ持続可能な形を、学校・地域・家庭・行政で話し合っ
て決めていくことになります。

その話し合いを行うのが、部活動地域移行推進協議会です。

令和5年度は3回（10月・12月・2月）の協議会を開催しました。

* 協議会委員

大学教授、市内中学校長代表・部活動顧問教諭代表、市教育研究会体育部長、
市内小中学校児童生徒保護者代表、スポーツ団体関係者、文化芸術団体関係者、
千葉県部活動地域移行総括コーディネーター、
市教育委員会教育長、教育部長、教育部副参事、関係課長

計20名

4 これまでの協議会で決まった内容

(1) 休日の部活動地域移行のスケジュール

年 度	内 容
令和5年度	協議会の設定、地域移行の在り方について検討する。
6年度	市で1部活動について地域移行の実証研究（モデル事業）。
7年度	前年度の取組を踏まえ、市で3部活動について地域移行の 実証研究（モデル事業）。 全部活動地域移行完了までの推進計画を示す。
8年度以降	推進計画に基づいて地域移行を進める。

令和5年度の部活動地域移行推進協議会の資料等が
ご覧になれます。



※協議会は、地域移行が軌道に乗るまで継続して開催し、進捗状況の確認
や、課題等についての検討を行います。



Q1：8年度から、休日の部活動はすべて地域クラブ活動に移行するの？

A1：実証研究の成果と課題を踏まえながら、7年度中に全部活動地域移行完
了までの推進計画を作ります。その計画に基づいて、順次地域移行を進
めていきます。全部活動地域移行完了時期は、未定です。

(2) 6年度のモデル事業（地域クラブ活動）の概要

1部活動について実証研究を行うことで、成果と課題を整理し、よりよい運営方法について協議会で検討していきます。

種 目	野球
対 象	市内中学校在籍生徒（下記②）
活 動 方 法	市内2か所による拠点型
活動時間等	月2～4日程度 土日いずれか3～4時間
開 始 時 期	令和6年9月～
運 営 方 法	民間事業者へ委託
指 導 員	委託業者から派遣（1か所に2名ずつ）

状況により、拠点数が変わる場合もあります。



①費用について

保険料や指導料がかかりますが、令和6年度は国の支援制度を活用して市が負担し、保護者の負担は無しとする予定です。国の方針では、ある程度は家庭に負担していただくことが示されています。

②対象生徒について

6年度モデル事業については、市内中学校在籍生徒のうち、次に当てはまる生徒で希望する者としてします。

ア：野球部所属の生徒 イ：部活動に所属していない生徒
ウ：休日に活動のない部活動に所属している生徒

将来的には、平日の学校部活動とは異なる種目やジャンルの活動に自由に参加できるようにすることも考えられます。

③令和6年度モデル事業説明会の実施について

8月中旬までに、参加を希望する生徒の皆さんとその保護者の方への説明会を行う予定です。



Q2：9月から、休日は、学校の野球部の活動はなくなるの？

A2：休日に大会や練習試合がある場合以外は、原則として学校での休日の野球部の活動はありません。希望する生徒は、地域クラブ活動に参加してください。 *野球部以外の学校部活動は、6年度は現状と変わりません。

Q3：地域クラブ活動の指導者は？

A3：地域の方々や、希望する教職員の方々を想定しています。指導者に対して安全・健康面の配慮や体罰・ハラスメントの根絶等、研修を実施予定です。

<お問い合わせ>

四街道市教育委員会 指導課

電話 043-424-8925（月～金 9:00～17:00）